



諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第8項の規定に基づき検討をしたいので、同条第9項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成30年6月5日

鳥取県農林水産部長 村尾 和博



# TAC制度について

## TAC制度の背景

- 平成8年「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」が発効
  - ・排他的経済水域 (EEZ) を設定
  - ・沿岸国は自国の EEZ において水産資源の適切な保護管理措置を講じることが定められる
- 平成9年よりTAC制度の導入
  - ・「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の施行

排他的経済水域における水産資源について、我が国の主権ないし主権的権利を主張するためには、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を図る必要がある。

- 平成30年よりくろまぐろのTAC管理を開始→県計画の変更が必要

## TACとは

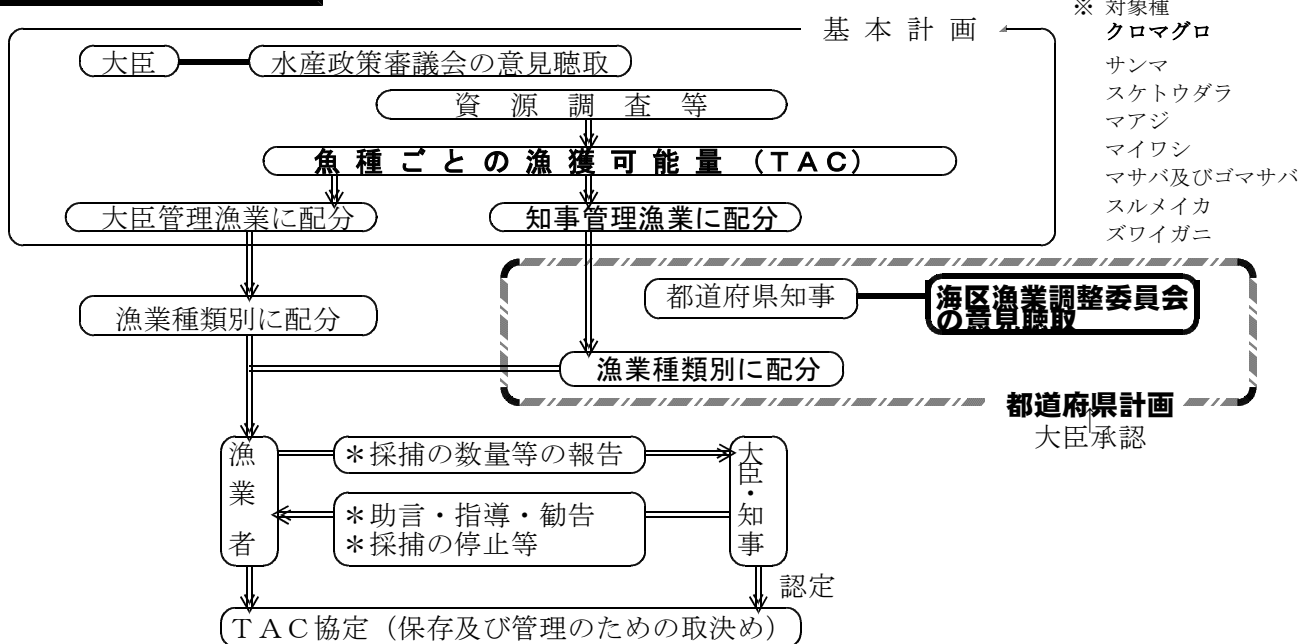
- 漁獲可能量のこと (Total Allowable Catch の略)
- 農林水産大臣により、最大持続生産量を実現することができる水準に資源を維持し又は回復させることを目的として、当該資源ごとの動向に関する事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、当該資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定められる。

## TAC制度のねらい

- 魚種ごとに1年間の漁獲の上限を定めることにより、資源の保存・管理を図ろうとするもの。
- 一定の産卵親魚を保護し、再生産可能な資源を保ち、資源の持続可能な利用を目指す。

## TAC制度のしくみ

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」



## 都道府県計画とは？

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」

- 都道府県の知事が、基本計画に即して、基本計画の知事管理量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画を定めたもの。
- 都道府県の知事はTAC対象魚種に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

また、検討を行うに当たっては、都道府県の知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

## 1 現行の県計画の骨子

- 鳥取県に定められたTAC割当数量（知事管理量）及び実施すべき施策

魚種	管理量	実施すべき施策	備考
まあじ	若干	定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。	知事許可漁業
するめいか	若干	総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。	自由漁業

「若干」：都道府県知事は現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるように管理する。

⇒過去の漁獲実績が100t以上であるが、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県に対する配分。

## 2 考慮される事項

- 平成30年知事管理量：
  - まあじ：「若干」（平成29年知事管理量と同様（大臣が決定））
  - するめいか：「若干」（平成29年知事管理量と同様（大臣が決定））

- 管理の現状

- ・ 漁獲情報システム又は漁協からの報告により、まあじの月推移を把握。
- ・ 漁獲情報システムにより、まあじ、するめいかの漁獲量の年推移を把握。
- ・ 漁獲動向に注意しながら漁業許可。

- 管理対象魚種の本県沿岸漁業による漁獲の状況

[まあじ]

平成28年の対馬暖流系群の漁獲量は10.7万トンで、資源量は中位増加傾向にある。本県沿岸漁業では主に刺網で漁獲されており近年の漁獲量は300トン前後で推移している。

[するめいか]

本種の我が国における秋期発生系群の平成28年の漁獲量は、2.6万トンで過去30年間で最低の水準。漁場調査等の結果でも資源水準が低下しており、資源量は中位減少傾向と判断された。

本県では、小型いかつり漁業（許可漁業）により主に水揚げされる他、釣り漁業（5トン未満：自由漁業）によって漁獲されている。本県の許可制の小型いかつり漁業（5トン以上）以外の近年の漁獲量は50トン前後で推移している。

漁獲量（トン）	H24	H25	H26	H27	H28	H29
まあじ	242	214	284	327	303	237
<small>小型定置漁業</small>	29	58	75	178	164	105
<small>刺網漁業</small>	192	90	113	52	65	43
するめいか (5トン未満一本釣り)	23	46	70	64	53	34

## 3 検討結果

まあじ及びするめいかについては  
現行の計画で問題なく、計画変更の必要なし

「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」新旧対照表

改正後	改正前
<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1～5 略</p> <p><u>6</u> <u>くろまぐろの保存及び管理に関する方針は別に定める。</u></p> <p><u>7</u> 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。</p> <p><u>8</u> 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。</p> <p><u>9</u> 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。</p> <p>二～四 略</p>	<p>一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>1～5 略</p> <p><u>6</u> 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。</p> <p><u>7</u> 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。</p> <p><u>8</u> 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。</p> <p>二～四 略</p>

## 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画変更

平成26年4月1日公表

### 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県では、沿岸漁業として小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業として沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いか釣り漁業等が盛んであり、水産業は重要な産業となっている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国数の漁場を形成しているが、漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。

今後とも本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講ずるため、他県入漁船を含めて第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

## 二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】 1月から12月まで：若干

【するめいか】 4月から翌年3月まで：若干

## 三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

【するめいか】

総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

## 四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

# 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第4管理期間)(案)

平成30年6月29日 公表

## 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第13条第2項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

## 第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	1.6トン	うち 0.1 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	1.0トン	うち 0.2 トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

## 第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

## 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

## 1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・ 定置漁業	・ 1 か統／日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・ 各漁業者から、支所長に連絡※ <sup>1</sup>	・ 支所長から、本所指導部に電話連絡	・ 漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX 連絡※ <sup>2</sup>  ・ 県水産課は送信者に受信連絡
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 各漁業者から、販売担当者に連絡※ <sup>1</sup>	・ 販売担当者から組合長に電話連絡	

※<sup>1</sup> 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※<sup>2</sup> 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・ 本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>



曳き縄漁業・その他漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>
-------------	---

(4) 県全体の合計で1日原則0.2トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。

## 2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

## 3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあつては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては混獲のみとし、生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- ・定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(イ) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項〈採捕の停止命令〉について

県は、第2の知事管理量の9割を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者及び遊漁船業者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。

事務連絡  
平成30年6月1日

都道府県 くろまぐろ資源管理 担当者様

水産庁 資源管理部 管理課  
資源管理推進室 広域資源管理推進班

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第2項第6号に  
規定する都道府県別に定める数量の通知の遅延について

「海洋性物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第4管理期間）（平成29年12月28日公表）」の改正案については、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第8項及び第9項において準用する第4項に基づき、平成30年5月31日に開催された水産政策審議会第88回資源管理分科会において諮問第300号として審議され、別紙の内容と変更することについて承認を得たところです。一方、承認にあたり、5月31日時点では別紙の改正案は行政手続法に基づく意見募集の期間中ということもあり、意見募集により配分の考え方等の内容に大きな変更があった場合には再度委員の意見を聞くこと、文言の訂正等は会長一任とすることについて決定されております。

このため、水産政策審議会資源管理分科会の正式な答申は意見募集後になるため、法第3条第2項第6号に規定する都道府県別に定める数量について、法第9条で準用する第5項に基づき都道府県知事へ通知する手続きは正式な答申後になる予定です。

都道府県によっては、数量についての通知の前に海区漁業調整委員会が開催され、県計画の諮問がなされるところもあると聞いておりますが、このような事情を考慮していただき、各都道府県計画における数量については、法に則った手続きにより通知された数字ではありませんが、「水産政策審議会了承の数字」として手続きを進めていただきますようよろしくお願いいたします。

当方の手続きの遅延によりご迷惑をおかけして申し訳ございません。

【担当】

水産庁 資源管理部 管理課  
資源管理推進室 広域資源管理推進班長  
竹川 義彦

TEL:03-6744-2361 FAX:03-5510-3397

E-mail:yoshihiko\_takekaw280@maff.go.jp

# 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」についての新旧対照表

変更後		変更前																															
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p>(第4管理期間) 平成29年12月28日公表 <u>平成30年〇月〇日一部改正</u></p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理期間</th> <th>沿岸漁業 (知事管理漁業)</th> <th>沖合漁業 (大臣管理漁業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第2管理期間</td> <td>平成28(2016)年7月1日から 平成29(2017)年6月30日まで</td> <td>平成28(2016)年1月1日から 平成29(2017)年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3管理期間</td> <td>平成29(2017)年7月1日から 平成30(2018)年6月30日まで</td> <td>平成29(2017)年1月1日から 平成30(2018)年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4管理期間</td> <td>平成30(2018)年7月1日から 平成31(2019)年3月31日まで</td> <td>平成30(2018)年1月1日から 平成31(2019)年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>		管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで	第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から 平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から 平成29(2017)年12月31日まで	第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から 平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から 平成30(2018)年12月31日まで	第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から 平成31(2019)年3月31日まで	平成30(2018)年1月1日から 平成31(2019)年12月31日まで	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p>(第4管理期間) 平成29年12月28日公表</p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理期間</th> <th>沿岸漁業 (知事管理漁業)</th> <th>沖合漁業 (大臣管理漁業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第2管理期間</td> <td>平成28(2016)年7月1日から 平成29(2017)年6月30日まで</td> <td>平成28(2016)年1月1日から 平成29(2017)年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3管理期間</td> <td>平成29(2017)年7月1日から 平成30(2018)年6月30日まで</td> <td>平成29(2017)年1月1日から 平成30(2018)年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4管理期間</td> <td>平成30(2018)年7月1日から 平成31(2019)年6月30日まで</td> <td>平成30(2018)年1月1日から 平成31(2019)年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>		管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで	第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から 平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から 平成29(2017)年12月31日まで	第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から 平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から 平成30(2018)年12月31日まで	第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から 平成31(2019)年6月30日まで	平成30(2018)年1月1日から 平成31(2019)年12月31日まで
管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)																															
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで																															
第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から 平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から 平成29(2017)年12月31日まで																															
第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から 平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から 平成30(2018)年12月31日まで																															
第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から 平成31(2019)年3月31日まで	平成30(2018)年1月1日から 平成31(2019)年12月31日まで																															
管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)																															
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から 平成28(2016)年6月30日まで																															
第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から 平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から 平成29(2017)年12月31日まで																															
第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から 平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から 平成30(2018)年12月31日まで																															
第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から 平成31(2019)年6月30日まで	平成30(2018)年1月1日から 平成31(2019)年12月31日まで																															
<p>(注) 沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第4管理期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9か月間とすることし、第5管理期間からは沿岸漁業の管理期間の切り替わり時期を3月から4月に移行する。</p>		<p>(新規)</p>																															
<p>第2 くろまぐろの動向に関する事項</p> <p>平成30(2018)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2011)年以降は<u>ゆっくりと回復していることが確認された。</u></p> <p>加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は<u>過去最低水準とされたが、平成27(2015)年は低加入水準とされ、さらに平成28(2016)年は不確実性が高いものの歴史的な平均値を上回る水準と推定された。また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報(平成29(2017)年10月及び12月)によると、平成29(2017)年の南西諸島海域生まれの加入量と日本海生まれの加入量は、共に、これまでの調査期間(それぞれ、平成23(2011)年以降、平成25(2013)年以降)の中では高水準である可能性が高い。</u></p> <p>なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲内の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動している。</p>		<p>第2 くろまぐろの動向に関する事項</p> <p>平成28(2016)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源状況は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2010)年以降は<u>増加傾向にあるものの、平成26(2014)年の親魚資源量は依然として歴史的最低水準付近にある。</u></p> <p>加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は<u>極めて低水準であり、直近5年間の平均も、過去平均以下とされている。ただし、平成29(2017)年10月の加入量モニタリング速報によると、①平成28(2016)年の加入量は、過去36年間の平均をやや上回る水準であり、②平成29(2017)年の南西諸島海域生まれの加入量は、モニタリングを開始した2011年以降では比較的高い水準である可能性が高い。</u></p> <p>なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動している。</p>																															

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についての新旧対照表

変更後

第 3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量の 50 パーセント (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚の漁獲可能量へ振替した数量 (250 トン) 及び大臣管理漁業の第 3 管理期間の超過数量 (23.3 トン) を減じ、沿岸漁業については第 2 管理期間及び第 3 管理期間の超過分の減じ管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (3,138.7 トン) とする。なお、このうち配分を留保する数量を 239.2 トンとする。

(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量に、小型魚の漁獲可能量から振替した数量 (250 トン) を加え、沿岸漁業については管理期間を 9 か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量 (4,687.6 トン) とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の 1 割程度を留保する。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第 4 管理期間	7,826.3 トン
小型魚	第 4 管理期間	3,138.7 トン
大型魚	第 4 管理期間	4,687.6 トン

2 (略)

(1) 第 3 管理期間の超過量の差引き

第 3 管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第 3 管理期間終了後 1 か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は原則として当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。

(2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。

(3) 第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せ

第 3 管理期間で、都府県 (第 3 管理期間の漁獲枠が 0.1 トンの都府県または平成 30 年 4 月時点で漁獲枠の残量が 1 トン未満の都府県を除く) の沿岸漁業において獲り控えを行い漁獲可能量より採捕数量が少ない場合は、第 3 管理期間終了後 1 か月以内に漁獲可能量と採捕数量の差分 (以下「上乗せ対象量」という。) を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、都府県の第 4 管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第 4 管理期間からの差引量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

変更前

第 3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

1 (略)

(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量の 50 パーセント (8,015 トン→4,007 トン) から、大型魚に振替 (250 トン) をした漁獲量 (3,757 トン) とする。なお、小型魚の漁獲可能量のうち 250 トンを留保とする。

(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成 14 (2002) 年から平成 16 (2004) 年までの平均漁獲量に、小型魚から振替 (250 トン) をした漁獲量 (5,132 トン) とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の 1 割程度を留保する。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第 4 管理期間	8,889 トン
小型魚	第 4 管理期間	3,757 トン
大型魚	第 4 管理期間	5,132 トン

2 (略)

(1) 第 3 管理期間の超過量の差引き

第 3 管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第 3 管理期間終了後 1 か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。

(2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。

(新規)

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についての新旧対照表

変更後

(4) 水産政策審議会への報告

(1) から (3) までの規定により漁獲可能性が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第 4 くろまぐろの漁獲可能性のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

第 1 種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量 (トン)
小型魚	大中型まき網漁業	1,500
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>38.9</u>
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	<u>43.8</u>
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167

2 漁獲可能性の改定による上表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能性が改定された場合には、必要に応じて上の漁業種類別割当量の表を改定するものとする。

3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能性の変更に応じて上表も改定するものとする。

4 漁獲可能性を超えるおそれがある場合の上表の改定 (略)

5 配分量の移譲による上表の改定 (略)

第 5 くろまぐろの漁獲可能性について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第 3 の 1 の表に掲げるくろまぐろの第 4 管理期間の漁獲可能性のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

変更前

(3) 水産政策審議会への報告

(1) 又は (2) により漁獲可能性が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第 4 くろまぐろの漁獲可能性のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

第 1 種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量
小型魚	大中型まき網漁業	1,500 <u>トン</u>
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>62 トン</u>
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	<u>44 トン</u>
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2 <u>トン</u>
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167 <u>トン</u>

2 漁獲可能性の改定による上表の改定

第3の1のただし書により漁獲可能性が改定された場合には必要に応じて上表を改定するものとする。

3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の変更

第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能性の変更に応じて上表も変更されるものとする。

4 漁獲可能性を超えるおそれがある場合の上表の変更 (略)

5 配分量の移譲による上表の変更 (略)

第 5 くろまぐろの漁獲可能性について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第 3 の 1 の表に掲げるくろまぐろの第 4 管理期間の漁獲可能性のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」についての新旧対照表

変更前

変更後

(1) 小型魚

(新規)

都道府県名	数量(トン)	漁船漁業等の広域管理 数量(トン)
北海道	8.3	山形県 0.162
青森県	190.1	大阪府 0.1
岩手県	21.1	佐賀県 0.8
宮城県	21.6	大分県 0.5
秋田県	15.1	沖縄県 0.1
山形県	7.3	
福島県	7.9	
茨城県	16.6	
千葉県	38.0	
東京都	7.3	
神奈川県	24.8	
新潟県	26.3	
富山県	74.5	
石川県	45.6	
福井県	13.3	
静岡県	19.9	
愛知県	0.1	
三重県	17.5	
京都府	14.9	
大阪府	0.1	
兵庫県	1.8	
和歌山県	22.3	
鳥取県	1.6	
島根県	57.1	
岡山県	0.1	
広島県	0.1	
山口県	80.8	
徳島県	7.8	
香川県	0.1	
愛媛県	7.2	
高知県	35.6	
福岡県	4.0	
佐賀県	0.8	
長崎県	513.7	

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐる」についての新旧対照表

変更前

変更後

熊本県	0.7
大分県	0.5
宮崎県	10.2
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	1,316.8
	2.462

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数

(2) 大型魚

(新規)

都道府県名	数量(トン)	漁船漁業等の広域管理 数量(トン)
北海道	157.0	山形県 0.1
青森県	361.2	大阪府 1.0
岩手県	8.8	佐賀県 1.0
宮城県	4.8	大分県 1.0
秋田県	19.2	
山形県	3.2	
福島県	1.0	
茨城県	1.0	
千葉県	9.4	
東京都	7.6	
神奈川県	1.0	
新潟県	8.2	
富山県	1.9	
石川県	6.1	
福井県	2.9	
静岡県	3.6	
愛知県	1.0	
三重県	2.0	
京都府	3.8	
大阪府	1.0	
兵庫県	1.0	
和歌山県	3.9	
鳥取県	1.0	
島根県	7.0	
岡山県	1.0	
広島県	1.0	
山口県	4.8	



## 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐる」についての新旧対照表

変更前

徳島県	1.0
香川県	1.0
愛媛県	1.0
高知県	3.2
福岡県	1.2
佐賀県	1.0
長崎県	93.9
熊本県	1.0
大分県	1.0
宮崎県	1.0
鹿児島県	1.4
沖縄県	1.6
計	732.7
	3.1

(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数

## 2 漁獲可能量の改定による上表の改定

第 3 の 1 のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上の小型魚大型魚別の県別数量の表を改定するものとする。

(新規)

## 3 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる上表の改定

第 3 の 2 の (1) の超過量の差し引き、第 3 の 2 の (2) の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第 3 の 2 の (3) の第 3 管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて上表も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第 4 管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第 4 管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。

(新規)

## 4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定

第 3 の 1 の表に掲げるくろまぐるの第 4 管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の配分量が消化されていない場合は、上表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

(新規)

## 5 配分量の移譲による上表の改定

上表の配分量と第 4 の大臣管理漁業の配分量の移譲について関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該移譲を反映した量とする。

(新規)

## 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についての新旧対照表

変更後	変更前
<p><u>6</u> 都道府県の配分量の管理について 都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。</p> <p>(1) 都道府県別管理 都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第 4 条第 2 項第 3 号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。</p> <p>この場合、採捕の種類別は、漁船漁業と定置漁業に分けることが望ましい。</p> <p>(2) 漁船漁業等の広域管理 (1) の後段の漁船漁業の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。</p> <p>この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3)</u> 漁船漁業等の広域管理の割当量の変更 都道府県は漁船漁業等の広域管理で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理の合計数量は当該変更を反映した量とする。</p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>第 6 ・ 7 (略)</p>	<p><u>2</u> 都道府県の配分量の管理について 都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。</p> <p>(1) 都道府県別管理 都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第 4 条第 2 項第 3 号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。</p> <p>この場合、採捕の種類別は、漁船漁業と定置漁業に分けることが望ましい。</p> <p>(2) 漁船漁業等の広域管理 (1) の後段の漁船漁業の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。</p> <p>この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。</p> <p><u>(3) 定置漁業の共同管理</u> <u>定置漁業は漁場に網を設置して魚の来遊を待ち受ける漁法であり、くろまぐろの来遊状況が年々で著しく異なり、回遊するくろまぐろがどの地域の網に入るか予測困難で管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で定置漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 漁船漁業等の広域管理又は定置漁業の共同管理の割当量の変更 都道府県は漁船漁業等の広域管理又は定置漁業の共同管理で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理又は定置漁業の共同管理の合計数量は当該変更を反映した量とする。</p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>第 6 ・ 7 (略)</p>



29水管第2292号  
平成29年11月15日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 齋藤 健



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第2項第6号に掲げる  
数量及び同項第10号掲げる量について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づく海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表）の変更に当たり、同条第2項第6号に掲げる数量及び同項第10号に掲げる量を別紙のとおり定めることについて、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分について貴職の意見を求めるので、平成29年11月22日までに回答願います。

(2) 平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量  
(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量
	平成30年数量
さんま	(注1)
すけとうだら	(注1)
まあじ	若干
まいわし	
まさば及びごまさば	(注1)
するめいか	(注1)
ずわいがに	(注1)

(注1) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年～28年。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。



農林水産省指令 29水管第2826号

鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県知事 平井 伸治

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。以下「基本計画」という。）を変更し、別紙のとおり同条第2項第6号に掲げる数量を定めたので、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

平成30年2月27日

農林水産大臣 齋藤 健



(2) 平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量	
	平成30年変更前数量	平成30年変更後数量
すけとうだら		
するめいか		若干

(注1) 変更後数量について、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年（するめいかについては平成24年～26年）。以下同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。（注）漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(注2) さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、今回の基本計画の変更において現行数量からの変更がない。（さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。）